

那覇市議会政治倫理条例の制定に関する特別委員会の設置決議

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和 5 年（2023 年） 3 月 17 日提出

提出者  
議会運営委員会  
委員長 栗 國 彰

（提案理由）

議員が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置等を規定した那覇市議会政治倫理条例を制定するため、この案を提出する。

# 那覇市議会政治倫理条例の制定に関する特別委員会の設置決議

## 1 付議事件

那覇市議会政治倫理条例の制定について

## 2 設置の根拠

地方自治法第 109 条第 1 項及び那覇市議会委員会条例第 6 条

## 3 設置の目的

議員が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置等を規定した那覇市議会政治倫理条例を制定するため。

## 4 委員定数

本特別委員会の委員は、11 人とする。

## 5 審査期限

本特別委員会は、那覇市議会政治倫理条例を制定するまで、閉会中もなお継続審査することができる。

## 6 経費

本特別委員会の審査に要する経費は、令和 4 年度においては 79,200 円以内、令和 5 年度においては 323,600 円以内とする。

令和 5 年（2023 年）3 月 17 日

那 覇 市 議 会